

総代選挙の公告

舟橋村土地改良区告示第 2 号

舟橋村土地改良区定款附属書総代選挙規程第4条の規定により、総代の選挙を下記のとおり行うので、告示する。

令和7年7月22日

舟橋村土地改良区
理事長 樋口 信



記

1. 選挙の期日 令和7年7月28日(月)
2. 投票開始の時刻 午前9時
3. 投票終了の時刻 午後4時
4. 選挙する総代の数

選挙区	選挙区の区域	総代数
第1区	舟橋村東芦原、古海老江、竹鼻、海老江	10人
第2区	舟橋村舟橋、佛生寺	8人
第3区	舟橋村竹内、稻荷、国重 立山町塚越、古海老江、野口、竹鼻	12人
計		30人

5. 投票用紙に記載する総代の数 1人
6. その他

- (1) 総代に立候補しようとする者は、明日中にその旨を書面でこの土地改良区に届け出てください。
- (2) 総代の候補者を推薦する者(組合員2人以上)は、本人の承諾を得て、明日中にその旨を書面でこの土地改良区に届け出てください。
- (3) (1)及び(2)の届出は、午前9時から午後4時までの間に行ってください。
- (4) 総代の候補者となった者の住所、氏名、所属選挙区名及び立候補又は被推薦の別については、選挙の期日の3日前までに公告します。
- (5) 選挙区の総代の候補者の数がその選挙区において選挙すべき総代の数を超えた選挙区にあっては、(4)の内容に投票所及び開票所を加え、公告します。